

議事要旨（５）会社法対応専門委員会における今後の検討事項について

布施専門研究員より、資料「審議資料(5) 会社法対応専門委員会 繰延資産に関する会計処理の検討」についての説明が行われ、これに対する質疑の概要、委員からの意見は以下である。

- 社債発行費の今後の検討の方向性に関し、社債発行差金とともに社債発行費も社債額面の金額から控除する処理を採用することができるかについて、委員より照会された。これについては、現段階では、繰延資産の会計処理の検討では基本的に現行ルールを踏襲しつつ、会計処理の国際的調和も考慮する方向で検討することを考えており、従って、社債発行費は繰延費用、社債発行差金は負債控除とする可能性があること、また、償却期間については、現行ルールと異なる方法が検討される可能性があることが事務局より回答された。

事務局の回答に対し、別の委員より事務局案に賛成する旨の回答があった。社債発行差金を従来資産に計上していたのは、負債に商法の制約があったためであり、会社法の規定によりこの制約がなくなったこと、社債発行費については繰延資産の定義に合致していないとは言えないことによる。

- 研究開発費の今後の検討の方向性についての事務局案は、現行会計処理の確認、としており、現行の「研究開発費等に係る会計基準」や日本公認会計士協会の「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q&A」の Q7 等による会計処理や考え方に従うのであれば、改めて研究開発費を検討対象とすることは不要である、また、結論によっては証取法適用会社以外の会計処理が変更されることとなる可能性もあり、影響が大きいという、委員の意見があった。

これに対し、指摘された点も含めて今後検討するが、会社法では研究開発費が示されていないことから、従来繰延資産とされていた研究開発費を今後どうするかを検討は必要となる旨が事務局より回答された。

- 税務の取扱い（損益取引とするか資本取引とするかの検討の方向性によっては損金不算入となる可能性もある）への対応について照会があった。株式発行費等について、資本控除とする結論となった場合等には、指摘された点は想定できるものの、まず、会計処理としてどうあるべきかの検討が基本となる旨が事務局より回答された。これに対し、同委員からは、将来的な設例の作成にあたって、税務への影響も念頭におくべき（例えば税効果を含めた設例とするか）との意見があった。

以上